

10年保存
機密性 1
令和3年9月30日から 令和13年9月29日まで

基安計発 0930 第1号  
令和3年9月30日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部計画課長  
(公印省略)

### 社会保険労務士等が労働安全衛生法等に基づく手続について電子申請により 提出代行を行う場合の取扱いについて

今般、電子申請により提出代行を行う場合における手続の負担軽減を行うことにより、労働安全衛生法等に基づく手続の電子申請のさらなる利用促進を図る観点から、社会保険労務士又は社会保険労務士法人（以下「社会保険労務士等」という。）が電子申請により対象手続の提出代行を行う場合の取扱いを下記のとおり定め、本年10月1日から実施するので、都道府県労働局（以下「局」という。）及び労働基準監督署（以下「署」という。）における電子申請の審査の取扱いについて遺漏なきを期されたい。

また、下記第1及び第2については、別添のとおり、全国社会保険労務士会連合会に対し周知を行っているので、局においても、管内の都道府県社会保険労務士会に対して周知を図られたい。

なお、平成29年11月27日付け基政発1127第1号・基監発1127第1号・基安計発1127第1号「労働基準法等に基づく手続の電子申請に係る社会保険労務士等による提出代行における使用者等の電子署名等の省略について」については、本年9月30日をもって廃止する。

#### 記

#### 第1 今般の変更の概要

第2の1に掲げる対象手続について、事業者又は労働者（以下「事業者等」という。）と社会保険労務士等との間に提出代行に関する契約があることを証明する書面及び社会保険労務士証票の写しを添付することにより、電子署名を行い、電子証明書を併せて送信することなく、社会保険労務士等が電子申請による提出代行を行うことを可能とすることとした。

本変更については、令和3年10月1日から実施する。

なお、本変更は社会保険労務士等が電子申請に関して提出代行を行う場合に関するものであり、社会保険労務士等が自らを事業者として電子申請を行う場合においては、本通知の対象ではないことに留意されたい。

#### 第2 社会保険労務士等が電子申請により提出代行を行う際における今後の対応

##### 1 対象手続

労働安全衛生法、じん肺法、労働災害防止団体法、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法及び作業環境測定法並びにこれらに基づく命令の規定に基づく申請や届出、報告等にかかる手続

## 2 添付する必要がある書類

(1)及び(2)のいずれも添付する必要があること。

### (1) 提出代行に関する契約があることを証明する書面

提出代行に関する契約（以下「提出代行契約」という。）があることを証明する書面は、名称の如何にかかわらず、事業者等が自らの申請書等の提出に関する手続について、自らに代わって社会保険労務士等に行わせることが明らかであって、事業者等による記名等がなされ、かつ、電子申請による提出代行時において当該提出代行契約が有効であることを確認できる、次のア又はイの書面をいう。

ア 事業者等が社会保険労務士等に対して提出代行を委託したことを証明する証明書。ただし、当該証明の内容が電子申請による提出代行時において有効であることを、当該社会保険労務士等が証明したものに限る（別紙参考様式参照）。

イ 提出代行契約の契約書。ただし、電子申請による提出代行時において当該契約が有効であることを、社会保険労務士等が余白等において証明したものに限る。

### (2) 社会保険労務士証票の写し

社会保険労務士証票の写しは、社会保険労務士法施行規則（昭和43年厚生省・労働省令第1号）に基づく社会保険労務士証票の写しをいう。

## 3 社会保険労務士等が電子申請に添付する際の留意事項

社会保険労務士等は、2の書類をPDF形式等で電磁的に提出書類に添付した上で、電子申請による提出代行を行う。

## 第3 局署における電子申請の審査

第2により行われた電子申請の局及び署における審査については、概ね通常の電子申請の審査と同様であるが、特に以下の事項に留意すること。

### 1 添付状況の確認

第2の2の書類を確認し、添付がない場合や閲覧できない状態となっている場合は、補正指示書を発出すること。

### 2 書類内容の確認

e-Gov上の基本情報の連絡先情報欄に入力されている社会保険労務士等の情報と第2の2の書類を照合し、齟齬がある場合には、補正指示書を発出すること。

なお、社会保険労務士等の氏名又は名称が旧字体であること等により一致しない場合は、この限りでない。

## 提出代行に関する証明書

年 月 日

○事業場名称※<sup>1</sup>

※1 個人の場合は不要

○住所又は事業場所在地

○事業者等氏名※<sup>2</sup>

※2 個人の場合はその氏名

私は、下記の者に、労働社会保険諸法令に基づく申請書等の提出代行事務を委託していることを証します。

また、この証明書をもって、下記の者が提出代行して電子申請を行うことに同意します。

以上

○社会保険労務士氏名

○事務所（勤務先事業所）名称

○所在地

○登録番号

--	--	--	--	--	--	--	--

社会保険  
労務士  
記入欄

この証明書は、今般の申請書等の提出に関する手続において有効であることを証します。

氏名

社会保険労務士証票の写し（表面）  
を貼付

社会保険労務士証票の写し（裏面）  
を貼付  
※記載がある場合のみ

(別添)  
基安計発 0930 第 2 号  
令和 3 年 9 月 30 日

全国社会保険労務士会連合会会長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部計画課長  
(公印省略)

社会保険労務士等が労働安全衛生法等に基づく手続について電子申請により  
提出代行を行う場合の取扱いについて

平素より、労働基準行政の推進に御理解、御協力を賜り、御礼申し上げます。

今般、電子申請により提出代行を行う場合における手続の負担軽減を行うことにより、労働安全衛生法等に基づく手続の電子申請のさらなる利用促進を図る観点から、社会保険労務士又は社会保険労務士法人（以下「社会保険労務士等」といいます。）が電子申請により対象手続の提出代行を行う場合の取扱いを下記のとおり定め、本年 10 月 1 日から実施することとしたので、その実施に当たり、各都道府県社会保険労務士会への周知につき、貴会の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

併せて、労働安全衛生法等に基づく手続の電子申請につきまして、一層の御利用をお願い申し上げます。

記

## 第1 今般の変更の概要

下記第2の1に掲げる対象手続について、事業者又は労働者（以下「事業者等」といいます。）と社会保険労務士等との間に提出代行に関する契約があることを証明する書面及び社会保険労務士証票の写しを添付することにより、電子署名を行い、電子証明書を併せて送信することなく、社会保険労務士等が電子申請による提出代行を行うことを可能とすることとします。

本変更につきましては、令和 3 年 10 月 1 日から実施します。

## 第2 社会保険労務士等が電子申請により提出代行を行う際における今後の対応

### 1 対象手続

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）、じん肺法（昭和 35 年法律第 30 号）、労働災害防止団体法（昭和 39 年法律第 118 号）、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法（昭和 42 年法律第 92 号）及び作業環境測定法（昭和 50 年法律第 28 号）並びにこれらに基づく命令の規定に基づく申請や届出、報告等にかかる手続です。

### 2 添付する必要がある書類

(1)及び(2)のいずれも添付する必要があります。

(1) 提出代行に関する契約があることを証明する書面

提出代行に関する契約（以下「提出代行契約」といいます。）があることを証明する書面は、名称の如何にかかわらず、事業者等が自らの申請書等の提出に関する手続

について、自らに代わって社会保険労務士等に行わせることが明らかであって、事業者等による記名等がなされ、かつ、電子申請による提出代行時において当該提出代行契約が有効であることを確認できる、次のア又はイの書面をいいます。

ア 事業者等が社会保険労務士等に対して提出代行を委託したことを証明する証明書。ただし、当該証明の内容が電子申請による提出代行時において有効であることを、当該社会保険労務士等が証明したものに限ります。具体的な記載事項につきましては、別紙を参考にしてください。ただし、当該記載事項すべてが記載されている場合には、別紙の様式に限るものではありません。

イ 提出代行契約の契約書。ただし、電子申請による提出代行時において当該契約が有効であることを、社会保険労務士等が余白などにおいて証明してください。

(2) 社会保険労務士証票の写し

社会保険労務士証票の写しは、社会保険労務士法施行規則（昭和43年厚生省・労働省令第1号）に基づく社会保険労務士証票の写しをいいます。

(3) (1)、(2)に係る書類については、電子申請時に、電子媒体（PDF形式等）で添付することにより提出する必要があります。また、電子媒体は、白黒で差し支えありません。

### 第3 留意事項

今回の対応は、電子申請の一層の利用促進の観点から、本年10月1日以降、事業者等が電子申請において電子署名を行い、電子証明書を併せて送信することが不要となる手続について、社会保険労務士等が社会保険労務士証票の写しを添付することにより、電子署名を行い、電子証明書を併せて送信することなく、電子申請による提出代行を行うことを可能とするものです。このため、本取扱いは、第2の1に掲げる対象手続に限られるものです。

## 提出代行に関する証明書

年 月 日

○事業場名称※<sup>1</sup>

※1 個人の場合は不要

○住所又は事業場所在地

○事業者等氏名※<sup>2</sup>

※2 個人の場合はその氏名

私は、下記の者に、労働社会保険諸法令に基づく申請書等の提出代行事務を委託していることを証します。

また、この証明書をもって、下記の者が提出代行して電子申請を行うことに同意します。

以上

○社会保険労務士氏名

○事務所（勤務先事業所）名称

○所在地

○登録番号

--	--	--	--	--	--	--	--

社会保険  
労務士  
記入欄

この証明書は、今般の申請書等の提出に関する手続において  
有効であることを証します。

氏名

社会保険労務士証票の写し（表面）  
を貼付

社会保険労務士証票の写し（裏面）  
を貼付  
※記載がある場合のみ